

大田市公告 第 41 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により大田農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項の規定により準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告する。

なお、同条第 2 項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画書
を大田市役所産業振興部農林水産課において縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 15 日

大田市長 楫野弘和

